

1. 市民活動の推進等

● 特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置[新設・拡充・延長]

● 公益社団・財団法人への寄付金にかかる税制上の特例措置

[新設・拡充]

【所得税・法人税】

(1) 所得税の税額控除制度の導入

認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」といいます。）及び公益社団法人等への寄附について、次のとおり、税額控除制度を導入します。

① 認定NPO法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除

個人が、各年において支出した認定NPO法人に対する寄附金（総所得金額等の40%相当額を限度）で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をその者のその年分の所得税額から控除します。

(注1) 税額控除限度額（所得税額の25%相当額）は、公益社団法人等寄附金税額控除と合わせて判定します（政党等寄附金税額控除の税額控除限度額は別枠で判定します。）。

控除対象寄附金額（総所得金額等の40%相当額）及び控除適用下限額（2,000円）は、現行の寄附金控除（所得控除）並びに政党等寄附金税額控除及び公益社団法人等寄附金税額控除の寄附金と合わせて判定します。

(注2) 個人が、その年分の寄附金につき、上記の税額控除の適用を受けようとするときは、当該寄附金の明細書並びに当該寄附金を受領した旨、当該寄附金が当該認定NPO法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととします。

(注3) 上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用します。

② 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

個人が、各年において支出した公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人（現行の寄附金控除（所得控除）の対象となっている法人に限ります。）のうち、次に掲げる要件を満たすもの（以下「税額控除対象法人」といいます。）に対する寄附金（総所得金額等の40%相当額を限度）で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との

選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をその者のその年分の所得税額から控除します。

イ 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト（以下「PST」といいます。）と同様の要件（下記（2）①イの新たに導入される絶対数により判定する方式を含みます。）

ロ 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

（注1） 税額控除限度額（所得税額の25%相当額）、控除対象寄附金額（総所得金額等の40%相当額）及び控除適用下限額（2,000円）は、上記①（注1）に準じた方法で判定します。

（注2） 個人が、その年分の寄附金につき、上記の税額控除の適用を受けようとするときは、当該寄附金の明細書及び次の書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととします。

① 当該寄附金を受領した旨、当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類

② 所轄庁の当該法人が税額控除対象法人であることを証する書類の写し

（注3） 上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用します。

（2） 認定NPO法人制度の見直し

① 認定要件について、次の見直しを行います。

イ PST要件について、現行の判定方式との選択制で、絶対数により判定する方式を導入します。絶対数の具体的水準については、「各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上であること」とします。

（注） 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として判定し、その役員である寄附者を除きます。なお、寄附者が不明な寄附金は対象外とします。

ロ 都道府県又は市区町村が、その域内に事務所を有する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）のうち、条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定したものは、PST要件を満たすものとします。また、このNPO法人は、「実績判定期間における共益的活動割合が50%未満であること」の要件について、その対象となる共益的活動から「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判

定することとします。

ハ その他

- (イ) P S T要件における総収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合の特例を廃止し、その割合を3分の1以上とする基準を5分の1以上とします。
 - (ロ) P S T要件に係る小規模法人の特例（簡易な計算式で判定を行うことができる措置）について、適用期限の定めのない措置とします。
 - (ハ) 初回の認定申請におけるP S T要件等の実績判定期間を2年（現行5年又は経過措置として2年）とします。
- ② 認定N P O法人の認定が取り消された場合には、その取消しの原因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額（収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額）の損金算入額の合計額について、その取消しの日を含む事業年度において取戻し課税を行うこととします。
- （注）平成23年4月1日以後に開始する事業年度に損金算入するみなし寄附金について適用します。
- ③ その他所要の措置を講じます。

【個人住民税・法人住民税・事業税】

（1）個人住民税の控除対象寄附金の拡大

認定N P O法人以外のN P O法人への寄附金であっても、都道府県又は市区町村が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるよう、以下の措置を講じます。

- ① 寄附金税額控除の適用対象に、認定N P O法人以外のN P O法人に対する寄附金（特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除きます。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例において指定したもの（以下「適用対象寄附金」といいます。）を追加します。この場合、都道府県が条例において指定した適用対象寄附金に係る控除額については道府県民税から、市区町村が条例において指定した適用対象寄附金に係る控除額については市町村民税からそれぞれ控除することとします。
- ② 都道府県及び市区町村は、上記①の条例において、適用対象寄附金の募集を行うN P O法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないこととします。
- ③ 申告手続については、市区町村に申告書を提出することにより行うこととします。

- ④ 都道府県及び市区町村は、NPO法人に対し、条例における指定又はその取消し等の事務を行うために必要な調査ができることとします。
 - ⑤ 適用対象寄附金を募集するNPO法人は、各事業年度における寄附者名簿を作成し、5年間保存しなければならないこととします。
 - ⑥ その他所要の措置を講じます。
- (注) 上記①及び③の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用します。

(2) 都道府県及び市区町村によるNPO法人等支援（「ふるさと寄附金」の活用）

個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望した都道府県又は市区町村に対する寄附金については、原則として「ふるさと寄附金」に該当することとします。ただし、個人が特定のNPO法人等へ助成することを条件とし、当該条件が履行されない場合には返還義務の生ずるもの（負担付き寄附）を除くこととします（この場合、所得税も同様の取扱いとします。）。また、この取扱いについて、都道府県及び市区町村に対する周知を行います。

(3) 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額の引下げ

寄附金税額控除の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げます。

(注) 上記の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用します。

2. 民間資金活用事業（PFI）の推進

●コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設[新設]

【法人税・所得税】

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の改正を前提に、同法に規定する公共施設等運営事業権（仮称）を法人税法上の減価償却資産（無形固定資産）とし、その耐用年数を事業権登録簿（仮称）に記載された存続期間とします（所得税についても同様とします。）。

【消費税】

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の改正を前提に、同法に規定する公共施設等運営事業権（仮称）を消費税法上の調整対象固定資産（無形固定資産）とします。

3. 少子・高齢化対策の推進

●新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置〔新設〕

【所得税】

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（仮称）に基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

- イ 所得税を課さないこととします。
- ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。

【個人住民税】

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（仮称）に基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

- イ 個人住民税を課さないこととします。
- ロ 地方税の滞納処分による差押えを禁止します。

4. 防災対策の推進

●地震防災対策用資産の取得に関する税制上の特例措置〔延長〕

【法人税・所得税】

地震防災対策用資産の特別償却制度について、適用期限の到来をもって廃止します（所得税についても同様とします。）。

●新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置〔延長〕

【固定資産税・都市計画税】

新潟県中越沖地震災害により滅失・損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置の適用期限を2年延長します。

5. 沖縄の振興等

●沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置[拡充]

【航空機燃料税】

沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を、平成23年4月1日から平成24年3月31日（現行の沖縄振興特別措置法の期限到来時）までの間、1キロリットル当たり9,000円（現行：13,000円）とします。

6. 地域活性化の推進（総合特区の創設）

●国際戦略総合特区における法人税の特例措置[新設]

【法人税】

総合特区制度の創設に伴い、次の国際戦略総合特別区域（仮称。以下同じです。）に係る措置を講じます。

イ 国際戦略総合特別区域内において、青色申告書を提出する法人で認定を受けた地方公共団体の指定を受けたものが、認定国際戦略総合特別区域計画（仮称）に記載された事業を行うために一定の規模以上の設備等の取得等をしてその事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物等については、25%）の特別償却又は15%（建物等については、8%）の税額控除のいずれかの選択適用ができることとします。ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとします。

（注）上記の改正は、総合特別区域法（仮称）の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人のその期間内に取得等をする設備等について適用します。

ロ 国際戦略総合特別区域内において、青色申告書を提出する法人で認定を受けた地方公共団体の指定を受けたもの（当該区域内において設立された法人又は当該区域内に本店若しくは主たる事務所を有する法人のうち一定の規模以上の設備等の取得等をしたものに限り、）が、専ら認定国際戦略総合特別区域計画（仮称）に記載された規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う場合には、当該指定の日から5年間、当該事業に係る所得の金額の

20%の所得控除ができることとします。

なお、この措置の適用を受けることができる国際戦略総合特別区域の指定数は少数に限定するものとし、この措置の適用を受ける事業年度においては、上記イの国際戦略総合特別区域に係る特別償却又は税額控除は適用しないこととします。

(注) 上記の改正は、総合特別区域法（仮称）の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人のその指定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用します。

【法人住民税・法人事業税】

総合特区制度の創設に伴い、次の措置を講じます。

イ 国際戦略総合特別区域内において、認定を受けた地方公共団体の指定を受けた法人が、認定国際戦略総合特別区域計画（仮称）に記載された事業を行うために一定の規模以上の設備等の取得等をしてその事業の用に供した場合に選択適用できることとされた法人税の特別償却について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

ロ 国際戦略総合特別区域内において、認定を受けた地方公共団体の指定を受けた法人（当該区域内において設立された法人又は当該区域内に本店若しくは主たる事務所を有する法人のうち一定の規模以上の設備等の取得等をしたものに限り、）が、専ら認定国際戦略総合特別区域計画（仮称）に記載された規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う場合に、当該指定の日から5年間、できることとされる法人税の所得控除について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

●地域活性化総合特区における所得税の特例措置[新設]

【所得税】

総合特区制度の創設に伴い、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる株式会社の範囲に、総合特別区域法（仮称）に規定する特定地域活性化事業（仮称）を行う次に掲げる要件を満たす株式会社を加えます。

イ 総合特別区域法（仮称）の規定により認定された地方公共団体からの指定後3年以内の会社であること。

ロ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 地域活性化総合特別区域計画（仮称。以下「計画」といいます。）の認定日が最初の事業年度に属している会社又は計画の認定日において最初の事業年度が開始していない会社 内閣総理大臣の認定を受けた計画に記載された地域の社会的問題の解決に資する事業（以下「計画事業」といいます。）に従事する者が2人以上であり、かつ、常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が50%以上であること。

(ロ) 計画の認定日において最初の事業年度が終了している会社次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(a) 資金計画に記載された特区事業費の額を直前期の営業費用の額で除して計算した割合が50%以上であること。

(b) 計画事業に従事する者が2人以上であり、かつ、常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が50%以上であること。

(c) 直前期の売上高に占める営業利益の割合が2%を超えていないこと。

ハ 中小企業者であること。

ニ 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこと。

ホ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。

ヘ 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと。

ト 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

(注) 上記の改正は、総合特別区域法（仮称）の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた株式会社について適用します。

7. 男女共同参画の推進

●女性の再就職促進のための税制上の優遇措置[新設]

【法人税】

青色申告書を提出する法人で公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行ったものが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当該事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上（中小企業者等については、2人以上）増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、当該事業年度の法人税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除できる措置を講じます。ただし、当期の法人税額の10%（中小企業者等については、20%）を限度とします（所得税についても同様とします。）。

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に、青色申告書を提出する法人で次世代育成支援対策推進法の認定を受けたものが、当該認定の日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供したもののうち、当該認定の日を含む事業年度及び当該認定に係る一般事業主行動計画の期間内に新築をし、又は増築若しくは改築をしたものについて、当該認定の日を含む事業年度において普通償却限度額の32%の割増償却ができる措置を講じます（所得税についても同様とします。）。

連絡先一覧(税制改正関係)

	事項名	副大臣 政務官 (敬称略)	担当局・課	役職 担当者	連絡先
-	内閣府全般	-	大臣官房企画調整課	課長 嶋田	(代)5253-2111(内82800) (直)3581-4654
1	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置 〔新設・拡充・延長〕	平野(副) 逢坂(政)	大臣官房市民活動促進 課	課長 北池	(代)5253-2111(内84240) (直)3581-9965
	公益社団・財団法人への寄附金に係る税制上 の特例措置〔新設・拡充〕	園田(政)	大臣官房公益法人行政 担当室	企画官 木村	(直)5403-9528
2	コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創 設〔新設〕	園田(政)	PFI推進室	参事官 上田	(代)5253-2111(内45380) (直)3581-0264
	PFI事業対象の拡大(予定)に伴う特例措置の 範囲の拡大〔拡充〕	園田(政)	PFI推進室	参事官 上田	(代)5253-2111(内45380) (直)3581-0264
3	新たな次世代育成支援のための包括的・一元 的な制度の構築のための税制上の所要の措置 〔新設〕	末松(副)	政策統括官(共生社会政 策担当)付参事官(少子 化対策担当)	参事官 藤原	(代)5253-2111(内44160) (直)3581-1403
4	地震防災対策用資産の取得に関する税制上の 特例措置〔延長〕	東(副) 阿久津 (政)	政策統括官(防災担当) 付参事官(地震・火山・大 規模水害対策担当)	参事官 越智	(代)5253-2111(内51400) (直)3503-5692
	新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に 係る軽減措置〔延長〕	東(副) 阿久津 (政)	政策統括官(防災担当) 付参事官(災害復旧・復 興担当)	参事官 小森	(代)5253-2111(内51600) (直)3501-5191
5	沖縄における雇用促進のための税制上の特例 措置〔新設〕	末松(副)	政策統括官(沖縄担当) 付参事官(企画担当)	参事官 小池	(代)5253-2111(内44350) (直)3581-9379
	沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措 置〔拡充〕	末松(副)	政策統括官(沖縄担当) 付参事官(企画担当) 参事官(産業振興担当)	参事官 小池 参事官 能登	(代)5253-2111(内44350) (直)3581-9379 (代)5253-3111(内44385) (直)3581-9746
6	国際戦略総合特区における税制上の特例措置 〔新設〕	平野(副) 逢坂(政)	地域活性化推進室	参事官 青木	(直)5510-2153
	国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区に おける税制上の特例措置〔新設〕	平野(副) 逢坂(政)	地域活性化推進室	参事官 青木	(直)5510-2153
7	女性の再就職促進のための税制上の優遇措置 〔新設〕	末松(副)	男女共同参画局総務課	課長 小野田	(代)5253-2111(内83702) (直)3581-3287